

延滞金・加算金

税金を期限後に納めたり、申告しなかったりした場合には、次のような税金以外の負担が増えます。

延滞金

税金を納期限までに納めなかった場合に徴収されます。

納める額 税額に以下の割合を乗じて得た金額です。

- 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間……………年 7.3%
ただし平成12年1月1日以降は下記の割合を適用します。
平成12年1月1日から平成13年12月31日……………年 4.5%
平成14年1月1日から平成18年12月31日……………年 4.1%
平成19年1月1日から平成19年12月31日……………年 4.4%
平成20年1月1日から平成20年12月31日……………年 4.7%
平成21年1月1日から平成21年12月31日……………年 4.5%
平成22年1月1日から平成25年12月31日……………年 4.3%
平成26年1月1日から……………年 7.3%または特例基準割合（※）に年1%の割合を加算した割合のいずれか低い割合
- 納期限の翌日から1月を経過した日から納税の日までの期間……………年 14.6%
ただし平成26年1月1日以降は下記の割合を適用します。
平成26年1月1日から……………年 14.6%または特例基準割合（※）に年7.3%の割合を加算した割合のいずれか低い割合

※特例基準割合について

当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合（各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の短期貸付の平均利率の合計を12で除して計算した割合）に年1%の割合を加算した割合。

加算金

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・核燃料税・自動車取得税・軽油引取税について、事実より少なく申告したり、申告しなかったり、また、税を免れるために二重帳簿を作ったりした場合に徴収されます。

●過少申告加算金

期限内に申告をした場合で、その額が実際の額より少ないため、後日正しい額に訂正したり（修正申告）、訂正された（更正）場合

……………訂正により増加した税額の10%

※訂正により増加した税額が、期限内に申告した税額と50万円のいずれか多い額を超える場合には、その超える部分の税額の5%をさらに加算します。

●不申告加算金

期限内に申告しなかった場合

……………納める税額の15%

更正や決定（申告がないため、県が調査により税額を決めること）があることを予知しないで期限後申告をした場合には5%

※納める税額が50万円を超える場合には、その超える部分の税額の5%をさらに加算します。

●重加算金

二重帳簿などで故意に税を免れようとした場合

……………期限内に申告した場合は、免れようとした税額の35%

期限後に申告したり、申告をしなかった場合には40%

※平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、過去5年間に不申告加算金または重加算金を課されたことがある場合は、それぞれの割合に10%が加算されます。